

# 日本保険医学会会則

## 第1章 総 則

第1条 本会は日本保険医学会 (The Association of Insurance Medicine of Japan) と  
いう。

第2条 本会は保険医学に関する研究を行い、その進歩発達を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1)総会、研究会、講演会等の学術集会の開催

(2)日本保険医学会誌の発行

(3)その他必要な事項

第4条 本会の運営に必要な細則は別に定める。

第5条

1. 本会は本部を東京都に置き、事務所を千代田区丸の内3丁目4番1号生命保険  
協会内に置く。

2. 本会は必要な地区に支部を置くことができる。

## 第2章 会 員

第6条 会員は本会の主旨に賛同するもので、次の5種類がある。

(1)正会員…日本国内において、保険医学に携わり、かつ法人会員の団体に所属す  
る医師

(2)研究会員…上記(1)以外の医師で所定の手続きを経たもの

(3)賛助会員…所定の入会手続きを経た医師以外のもの

(4)名誉会員…本会における功績を認められ、所定の推せん、承認を経たもの

(5)法人会員…本会の運営を援助する団体

第7条 会員は、学術集会において研究発表を行い、その研究論文を日本保険医学会誌  
に投稿することができる。

第8条 会員は細則で定められた会費を納入しなければならない。

第9条 会員は次の場合には資格を失う。

(1)本人よりの退会申出

(2)会費の滞納

(3)死亡

第10条 会員が本会の名誉を汚し、または会員の義務を怠るときは評議員会の決議に  
より除名することができる。

## 第3章 役員および委員

第11条 本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長1名、幹事11名以内、監事1名。

第12条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1)会長は本会を代表し、会務を総括し、総会、評議員会、幹事会において、その議長となる。
- (2)副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは任期内の会長の職務を代行する。
- (3)会長および副会長に事故あるときは、幹事会は幹事の中から、1名を選出し、選出された幹事は任期内の会長の職務を代行する。
- (4)幹事は庶務、会計、研究、会誌、広報、教育、認定医、国際涉外等に関する業務を担当する。
- (5)監事は会務を監査する。
- (6)監事に事故あるときは、評議員会で補充決定する。

第13条 役員の任期は毎年定時総会の終了の翌日より次の定時総会終了までとする。ただし重任を妨げない。

第14条 役員の選出は次のとおりとする。

- (1)会長、副会長、および監事は評議員会が正会員の中から選出し、総会において決定する。
- (2)幹事は会長が正会員の中から指名し、評議員会の承認を得る。
- (3)役員の改選は総会時に行う。

第15条 本会に委員若干名を置く。

- (1)委員は会長が会員の中から指名し、幹事会の承認を得る。
- (2)委員は幹事を補佐し庶務、会計、研究、会誌、広報、教育、認定医、国際涉外等に関する業務を行う。
- (3)委員の任期は幹事会の承認後、次の定時総会終了までとする。ただし、重任を妨げない。

#### 第4章 評議員

第16条 本会に評議員若干名を置く。

第17条 評議員は別に細則に定める方法により正会員の中から選出する。

第18条 評議員は本会の枢要な事項を評議する。

第19条 評議員の任期は役員の任期と同一とする。ただし、重任を妨げない。

#### 第5章 会議

第20条 本会の会議は総会、評議員会、幹事会および委員会とする。

第21条 総会は定時総会および臨時総会とする。

第22条

1. 定時総会は毎年1回開催する。
2. 臨時総会は会長が必要と認めたとき、または評議員の3分の2以上あるいは会員の3分の1以上のものから請求があった時会長が召集する。

第23条 総会は議案の議決、役員の改選、予算・決算の承認、会務報告等を行う。

第24条

1. 評議員会は定時評議員会および臨時評議員会とし、会長、副会長および評議員を

もって組織する。

2. 会長が必要と認めたときは評議員会に幹事および監事を出席させることができる。

第25条 評議員会は予算、決算その他重要事項を審議する。

第26条 定時評議員会は毎年3回開催する。

第27条 臨時評議員会は会長が必要と認めたとき、または評議員の3分の2以上のも  
のから請求があったとき会長が召集する。

第28条

1. 幹事会は会長、副会長、幹事をもって組織し、必要の場合会長が召集する。

2. 会長が必要と認めたときは幹事会に監事を出席させることができる。

3. 幹事会は会務の執行にあたる。ただし、その内容が重要事項と認めたときは評議  
員会に付議する。

第29条 委員会は庶務、会計、研究、会誌、広報、教育、認定医、国際渉外等の各幹  
事およびその委員をもって組織し、各分担業務につき臨時開催する。

第30条 上記委員会のほかに、必要に応じ特別委員会を設けることができる。

第31条

1. 総会の議決は出席人員の過半数によることとし、可否同数の場合は議長が決する。

2. 評議員会、幹事会は構成員の3分の2以上の出席がなければ開催できない。議決  
は出席人員の過半数によることとし、可否同数の場合は議長が決する。

第32条 本会会則は評議員の3分の2以上または正会員の3分の1以上の請求によ  
り総会の決議を経て変更することができる。

## 第6章 支 部

第33条

1. 支部の設置および廃止は評議員会の承認を経て総会で決定する。

2. 支部の規則は本部の承認を必要とする。

3. 支部の会務については毎年定時総会開催月の2ヵ月前の末日までに本会事務局に  
報告するものとする。

## 第7章 会 計

第34条 本会の経費は会費、寄付金および雑収入をもって支弁する。

第35条 本会の会費は別に定める細則による。

第36条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第37条 本会の予算・決算(案)は監査幹事(監事)の承認を受けなければならない。

## 付 則

本会則は平成3年5月17日から実施する。

本会則は平成14年5月16日から実施する。

本会則は平成25年10月12日から実施する。